

# 独立役員届出書

## 1. 基本情報

会社名	株式会社JPホールディングス	コード	2749
提出日	2022/6/7	異動(予定)日	2022/6/28
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため。		
<input type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)			

## 2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)													異動内容	本人の 同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし			
1	關 昭太郎	社外取締役	○														○		有
2	佐原 忠一	社外取締役	○	△															有
3	柏女 靈峰	社外取締役	○														○		有
4	小林 徹	社外取締役											○	○					
5	碓 秀行	社外取締役											○	○				新任	
6	山崎 知恵	社外取締役																新任	
7	佐竹 康峰	社外取締役	○														○	新任	有
8	勝又 英博	社外取締役	○														○		有
9	伊丹 俊彦	社外取締役	○														○		有
10	鶴谷 明憲	社外取締役	○														○		有
11	矢板 賢	社外取締役	○														○		有

## 3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1		關昭太郎氏は、社外取締役として、教育及びガバナンスに関する豊富な知識と経験から、当社の経営に対する監督や経営全般に関わる助言をいただいております。また、同氏は東京証券取引所が独立役員に関して定めたガイドラインのいずれの要件にも該当しないため、独立役員として選任しております。
2	佐原忠一氏は、平成19年5月から平成20年4月まで、当社の情報管理室長でした。退職後は当社の業務に関与していません。	佐原忠一氏は、金融機関における豊富な経験とIR活動コンサルティング企業で培われたステークホルダーとのコミュニケーション等に関する幅広い知識を有しており、ステークホルダーに対する情報発信に関する助言を含む経営全般に関わる助言をいただいております。また、同氏は東京証券取引所が独立役員に関して定めたガイドラインのいずれの要件にも該当しないため、独立役員として選任しております。
3		柏女靈峰氏は、会社経営に直接関与したことはありませんが、児童福祉及び幼児教育に関して長年の経験と専門的知見を有しており、当社グループの保育事業を中心とした経営全般に関し、適切な助言をいただいております。また、同氏は東京証券取引所が独立役員に関して定めたガイドラインのいずれの要件にも該当しないため、独立役員として選任しております。
4	小林徹氏は、主要株主である株式会社学研ホールディングス及び同社グループの業務執行者であり、当社は同社と業務提携契約を締結し、当社グループと同社グループの間で取引があります。	
5	碓秀行氏は、主要株主である株式会社学研ホールディングス及び同社グループの業務執行者であり、当社は同社と業務提携契約を締結し、当社グループと同社グループの間で取引があります。	
6	山崎知恵氏は、主要株主である株式会社学研ホールディングスグループの業務執行者であり、当社グループと同社グループの間で取引があります。	
7		佐竹康峰氏は、変化の激しい金融業界において、新たなビジネスの企画・実行や事業統合の推進など、金融環境の革新・整備に長年携わってきた経験を有しており、当社グループ全体の経営全般に関し適切な助言をいただいております。また、同氏は東京証券取引所が独立役員に関して定めたガイドラインのいずれの要件にも該当しないため、独立役員として選任しております。
8		勝又英博氏は、国内外の金融機関における豊富な経験と長年にわたる経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。その経験と見識をもとに様々な角度から監査を行い、経営の健全性、適正性の確保に努めていただいております。また、同氏は東京証券取引所が独立役員に関して定めたガイドラインのいずれの要件にも該当しないため、独立役員として選任しております。

9		伊丹俊彦氏は、会社経営に直接関与したことはありませんが、検事及び弁護士としてコーポレートガバナンス及び企業コンプライアンスについて長年携わり、豊富な経験と高度な専門的知見を有しており、当社の経営に対し、客観的な立場で適切な助言をいただいております。これらの見識と実績から適切な人材と判断しております。また、同氏は東京証券取引所が独立役員に関して定めたガイドラインのいずれの要件にも該当しないため、独立役員として選任しております。
10		鶴谷明憲氏は、会社経営に直接関与したことはありませんが、企業の危機管理、コンプライアンスに関する幅広い見識を有しており、当社の経営に対し、客観的な立場で適切な助言をいただいております。これらの見識と実績から適切な人材と判断しております。また、同氏は東京証券取引所が独立役員に関して定めたガイドラインのいずれの要件にも該当しないため、独立役員として選任しております。
11		矢板賢氏は、会社経営に直接関与したことはありませんが、税理士、公認会計士として会計および税務分野に関する豊富な経験と知識を有していることから、当社の経営に対する監督や経営全般に関して適切な助言をいただいております。これらの見識と実績から適切な人材と判断しております。また、同氏は東京証券取引所が独立役員に関して定めたガイドラインのいずれの要件にも該当しないため、独立役員として選任しております。

#### 4. 補足説明

〔佐原忠一氏につきまして〕

佐原忠一氏が当社の情報管理室長を退職後10年が経過しており、また退職後は当社の業務に関与しておりませんので、同氏の独立性は確保されるものと判断しております。

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。